

陰性証明書の提出義務化について

日本への帰国・入国に際して、日本国籍者を含むすべての入国者は、出国前 72 時間以内に受検した新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であることを示す検査証明書(※)を提出する必要があります。

入国時に検査証明書を提出できない場合は、我が国の検疫法に基づき、日本への上陸が認められないほか、出発国において航空機への搭乗を拒否されることとなりますので、ご注意ください。

※ 日本の検査当局が有効と認めない検査方法、採取検体がありますので、検査を受ける際は十分ご注意ください。有効な検査方法等、詳しくは以下をご確認ください。

[検査証明書の提出について（厚生労働省ホームページ）](#)

[検査証明所定フォーマット](#)

その他の最新情報は、[こちら](#)をご覧ください。